

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 目次

担当課（室）

#### 【告示】

○ 救急診療所の認定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

〃

令和3年8月3日 岡山県公報 第12315号

◎岡山県告示第四百二十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急診療所を次のとおり認定した。

令和三年八月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 診療所の名称及び所在地

1 名称

岡山ハートクリニック

2 所在地

岡山市中区竹田五四―一

二 認定年月日

令和三年八月一日

三 認定の有効期限

令和六年七月三十一日

◎岡山県告示第四百二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和三年八月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

レシピコーモト薬局

倉敷市新倉敷駅前五一六―六

令和三年七月二十四日

◎岡山県告示第四百三十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和三年八月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

トマト薬局生坂店

所在地

倉敷市生坂二二四九一

更新年月日

令和三年七月一日

◎岡山県告示第四百三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和三年八月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

レシピコーモト薬局

倉敷市玉島一六五一ー一

令和三年七月二十三日

◎岡山県告示第四百三十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和三年八月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定を辞退した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
谷村智史	腎臓	医療法人清梁会高梁中央病院	高梁市南町五三

# 令和3年8月3日 岡山県公報 第12315号

## ◎岡山県告示第四百三十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和三年八月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類	指定年月日
総合病院落合病院	真庭市上市瀬三四一	腎臓（更生医療）	令和三年八月一日
たにもとゆうこ矯正歯科	玉野市宇野一―三九一―〇 三F	歯科矯正	令和三年八月一日
倉敷訪問看護リハビリステーションそら	都窪郡早島町前潟一〇七五―一―二〇三号訪問看護（腎臓）		令和三年八月一日
サン薬局勝央店	勝田郡勝央町黒土三六六―三―一〇一	調剤	令和三年八月一日
オガワ薬局	津山市小原二三一―	調剤	令和三年八月一日
あさがお薬局	真庭市下方一―二二五―五	調剤	令和三年八月一日

◎岡山県告示第四百三十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和三年八月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

更新年月日

医療法人おおうみクリニク

津山市河辺九三三―三

腎臓（更生医療）

令和三年八月一日

新見堂薬局

新見市新見九八八

調剤

令和三年八月一日



◎岡山県告示第四百三十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和三年八月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を辞退した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類	辞退年月日
総合病院落合病院 たにもとゆうこ矯正歯科	真庭市落合垂水二五一 玉野市宇野一―三九―一〇 三F	腎臓 歯科矯正	令和三年五月三十一日 令和三年三月三十一日

# 令和3年8月3日 岡山県公報 第12315号

## ◎岡山県告示第四百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和三年八月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かんよう</sup>

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

# 令和3年8月3日 岡山県公報 第12315号

〔三一四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年八月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市秦字松ノ木三八〇―一の一部、三八〇―二の一部、三八四―一の一部、三八五―一の一部、三八六―一、三八六―六、三八七―一、三八七―八

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市秦三八〇―二

社会福祉法人すずらん保育園

理事長 河合 眞作

三 許可年月日及び許可番号

令和二年三月三十一日岡山県指令建指第三九八号

# 令和3年8月3日 岡山県公報 第12315号

〔三一五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年八月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市長良字古薬師九五〇―一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市長良九五〇―八

光畑 廉

三 許可年月日及び許可番号

令和三年六月四日岡山県指令建指第六九号

# 令和3年8月3日 岡山県公報 第12315号

〔三一六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年八月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字山本三〇八一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市東区瀬戸町沖二〇九一三シャーマゾン沖二〇一

小白方 涉

小白方 笙子

三 許可年月日及び許可番号

令和三年六月七日岡山県指令建指第七三号

# 令和3年8月3日 岡山県公報 第12315号

〔三一七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和三年八月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市秦字松ノ木八〇―の一、三八〇―二の一部、三八四―一の一部、三八五―一の一部、三八六―一、三八六―二、三八六―三、三八七―一、三八七―二

## 二 公共施設の種別

道路、水路

## 三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

## 四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市秦三八〇―二

社会福祉法人すずらん保育園

理事長 河合 眞作

## 五 許可年月日及び許可番号

令和二年三月三十一日岡山県指令建指第三九八号